

2008/6/12 NHK番組改変 最高裁判決 要旨

事件番号 平成19(受)808
事件名 損害賠償請求事件
裁判年月日 平成20年06月12日
法廷名 最高裁判所第一小法廷
裁判種別 判決
結果 その他
判例集巻・号・頁

原審裁判所名 東京高等裁判所
原審事件番号 平成16(ネ)2039
原審裁判年月日 平成19年01月29日

判示事項

- 裁判要旨
- 1 放送事業者等から放送番組のための取材を受けた者が、取材担当者の言動等によって当該取材で得られた素材が一定の内容方法により放送に使用されるものと期待し、信頼したが、放送された番組の内容が取材担当者の説明と異なるものとなった場合における放送事業者等の不法行為の成否
 - 2 放送された番組の内容が取材時の説明とは異なるものであったとしても、放送番組を放送した放送事業者及び同番組の制作取材に関与した業者に取材を受けた者の期待、信頼を侵害したことを理由とする不法行為は成立しないとされた事例